明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一五四）　一

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一五七）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人航空大学校令和二事業年度財務諸表、独立行政法人自動車事故対策機構令和二事業年度財務諸表、税理士証票無効・登録抹消関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○厚生労働省令第百五十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年九月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久